



令和3年3月15日

伊達市議会議長 高橋 一由 様

議会被ばくデータ提供等に関する
調査特別委員会 委員長 菊地 邦夫



委員会調査報告書

本委員会に付託された事件について、伊達市議会委員会条例第36条の規定により、下記のとおり報告いたします。

記

1 付議事件

伊達市被ばくデータ提供に関する調査委員会の経過と報告に関する事項

2 委員会設置に至る経過

伊達市は原発事故後、除染並びに健康管理計画を策定し、放射線防護対策を講じてきた。平成23年7月から外部被ばく線量測定のためのガラスバッジ(個人線量計)を市民に配布し、また、内部被ばく検査としてホールボディカウンターによる検査を行った。

これがデータを利用し、論文が作成されていたことが議会で明らかとなつたが、このデータの提供手続きが伊達市個人情報保護条例に反しているのではという疑義が生じた。論文作成には研究対象者(市民)への説明や個々に同意を求める(インフォームドコンセント)が必要であるが、それが行われておらず、これも問題となっている。更に、同意者以外の不同意者や未回答者の情報も提供され、国の「人を対象とする医学系研究に関する倫理指針」違反で問題が拡大し、平成30年12月14日新聞テレビ等で報じられ、社会問題化した。これを重く見た市は、平成31年2月4日第三者による「伊達市被ばくデータ提供に関する調査委員会」(以下「市調査委員会」という。)を設置し、詳細調査を実施することに至った。

その後、伊達市議会は市調査委員会の調査経過と結果報告を検証するため令和元年6月26日「議会被ばくデータ提供等に関する調査特別委員会」(以下「本委

員会」という。)を設置し、現在まで11回の調査委員会を開催してきた。

令和2年3月17日に出された市調査委員会報告書を検証し、同年第3回定例議会において本委員会は中間報告を行ったが、関係者からの事実関係の聞き取りが必要との意見が出され、時間的制約がある中、5人の関係者に質問書を送付したが期限までの回答は得られなかつたことから、今回最終報告を行うものである。

3 まとめ

中間報告でも指摘してきたが、本委員会の調査で①論文作成時における市民への説明と同意に対する研究者の倫理指針違反、②市のデータ提供における個人情報保護条例手続きの無視、③虚偽公文書作成と刑法抵触の疑い及びそれを作成要求した研究者の不適切、④メールによる違法なデータ提供要請とそれに応じた違法性への指摘、⑤論文撤回理由の不適切等、が明らかにされてきた。

そして、最大の問題は、以上のような状況下でわかるように、純粹に市や科学者を信頼してきた市民の個人情報が、違法に流失した状態のままであることである。

本委員会は、この未解明な部分を明らかにするため、この事件に関わった仁志田氏、半澤氏、宮崎氏、早野氏、田中氏の5人の関係者に対し、それぞれ質問状を郵送し回答を求めたが、期限までの回答は一切なく、新たな事実を見つけることはできなかった。地方自治法の100条調査権も検討したが、それはまた別の組織で行うべきものと判断をし、本委員会はこの報告をもって最終報告として付議された調査を終了するものとする。